



食安発1003第4号
26水漁第858号
平成26年10月3日

各〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長
(公 印 省 略)

水 産 庁 長 官

「ベトナム向け輸出水産食品の取扱いについて」の一部改正について

ベトナム向けに輸出される水産食品については、「ベトナム向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成22年8月25日付け食安発0825第5号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、22水漁第1110号水産庁長官通知：最終改正 平成26年3月26日付け食安発0326第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、25水漁第1753号水産庁長官通知。以下「旧通知」という。）に基づき取り扱っている。

今般、ベトナム政府から、輸出品目を変更する場合には、新規登録と同様の書類の提出が必要である旨連絡があったことから、旧通知を別添のとおり改正するので、貴管内関係事業者等への周知をお願いします。

また、旧通知により既に認定されている施設については、本通知施行後も引き続き本通知に基づく認定施設として取り扱うこととする。

「ベトナム向け輸出水産食品取扱要領」新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">別 紙</p> <p style="text-align: center;">ベトナム向け輸出水産食品取扱要領</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6. 登録施設の登録事項の変更 (1) 施設登録者は、登録の変更又は取消しをしようとする場合は、別紙様式5により、施設登録担当部局に申請する。 <u>なお、変更の場合にあっては、別紙様式2、製品の加工工程に関するフローチャート、施設の平面図及びその他変更内容が確認できる書類を添付する。(ただし、変更が事業者名の場合にあっては、製品の加工工程に関するフローチャート及び施設の平面図の添付を省略することができる。)</u></p> <p>7～11 (略)</p> <p>別紙様式1～4 (略)</p> <p style="text-align: right;">(別紙様式5) 年 月 日</p> <p>都道府県施設登録担当部局長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名 (法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)</p>	<p style="text-align: right;">別 紙</p> <p style="text-align: center;">ベトナム向け輸出水産食品取扱要領</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6. 登録施設の登録事項の変更 (1) 施設登録者は、登録の変更又は取消しをしようとする場合は、別紙様式5により、施設登録担当部局に申請する。 <u>なお、変更の場合にあっては、変更内容が確認できる書類を添付する。</u></p> <p>7～11 (略)</p> <p>別紙様式1～4 (略)</p> <p style="text-align: right;">(別紙様式5) 年 月 日</p> <p>都道府県施設登録担当部局長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名 (法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)</p>

ベトナム向け輸出水産食品施設登録事項の変更（取消し）確認申請書

「ベトナム向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成22年8月25日付け食安発0825第5号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、22水漁第1110号水産庁長官通知）に基づき、下記登録施設の登録事項の変更（取消し）について、関係書類を添えて申請します。なお、変更後に登録施設の名称及び所在地を公表することを了承いたします。

記

1. 登録番号
2. 登録施設の名称及び所在地
3. 変更事項
(日本語)
(英語)

(申請の記載等に関する注意事項)

変更にあつては、別紙様式2、製品の加工工程に関するフローチャート、施設の平面図及びその他変更内容が確認できる書類（例：変更後、新たに取得した営業許可書の写し等）を添付する。（ただし、変更が事業者名のみの場合にあつては、製品の加工工程に関するフローチャート及び施設の平面図の添付を省略することができる。）

別紙様式6～11（略）

ベトナム向け輸出水産食品施設登録事項の変更（取消し）確認申請書

「ベトナム向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成22年8月25日付け食安発0825第5号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、22水漁第1110号水産庁長官通知）に基づき、下記登録施設の登録事項の変更（取消し）について、関係書類を添えて申請します。なお、変更後に登録施設の名称及び所在地を公表することを了承いたします。

記

1. 登録番号
2. 登録施設の名称及び所在地
3. 変更事項
(日本語)
(英語)

(申請の記載等に関する注意事項)

変更にあつては、変更内容が確認できる書類を添付する。（例：変更後、新たに取得した営業許可書の写し等）

別紙様式6～11（略）